

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。

●本道の推進地域（平成18年4月3日・内閣府告示第58号）

函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町



第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町、道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定した、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震の5つの地震は、いずれもM8クラスの大地震であり、津波被害が著しい。

このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500年間隔地震はある程度の切迫性を有している可能性があるとしてされている。

また、東日本大震災を踏まえ、道はこれまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな津波予測を行った。

さらに、令和2年に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が実施した津波浸水予測・被害想定調査結果（H16～H18）等に基づく被害の特性は、次のとおりである。

1 津波による被害

(1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、500年間隔地震による津波被害が最大で、建物被害は構造物の効果がない場合で最大全壊棟数約4,500棟、人的被害は冬期に避難意識の低い場合で、最大死者数約900人に及ぶ。

(2) 想定される地震の震源は陸域から遠く、津波が到達するまで比較的猶予があるため、迅速かつ確かな避難行動の実現により、被害を大きく軽減させることができる。

津波第一波のピークとなる津波到達時間は、いずれの想定地震でも20分以上と予測され、早いところで30分前後の地域が多いと予測される。ただし、20cmの水位変動時点である津波影響開始時間で見ると、十勝沖・釧路沖の地震や500年間隔地震では、地域によって10分未満と予測され、留意を要する。

500年間隔地震における津波による人的被害では、避難意識が低い場合には死者約900人であるのに対して、いち早い避難行動が期待される避難意識が高い場合には死者約110人に減少する。

2 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での被害は、十勝沖・釧路沖の地震が最大で、中央防災会議の被害想定（H18）では全壊棟数約1,900棟、死者約10人が予測されているほか、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟数も1,300棟を超える。

3 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほ

か、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏18時に発生した場合の焼失棟数は約1,300棟であるのに対し、冬18時に発生した場合の焼失棟数は約14,000棟となる。

4 孤立集落発生の可能性

津波等により、沿岸部を中心に孤立集落が発生する可能性がある。

内閣府の調査結果によると、本道の推進地域に存する漁業集落約200のうち、津波浸水等により孤立する可能性のある集落は約80に及んでいる。

5 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下本節以降において「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに浜中町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、基本法、浜中町災害対策本部条例に定めるところによるほか、本編第3章第1節第3「災害対策本部」を準用する。

第3 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。

2 自主参集

職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織及び動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における海溝型地震発生時の防災組織及び動員体制については、各機関が定めるところによる。

第4節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 地震、津波情報の伝達

海溝型地震発生時の地震及び津波に関する情報の伝達については、第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第2節「地震・津波情報の伝達計画」に定めるところとする。

2 災害情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用し、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集し、又は伝達することとする。

特に町は、避難指示・大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の沿岸部住民等への迅速かつ確実な伝達手段として、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努めるものとする。

災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集、伝達については、第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第3節「災害情報等の収集、伝達計画」に定めるところとする。

(2) 避難のための指示

ア 町長

(ア) 町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高台などに緊急避難するよう指示するものとする。

(イ) 町長は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行うものとする。

(ウ) 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 知事（釧路総合振興局長）

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための指示に関する措置

ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

ウ 警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を釧路総合振興局長に報告する。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場に行かないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

- (3) このほか、地震発生時の避難指示等の伝達方法等については、第3章第5節「避難対策計画」及び同第8節「津波災害応急対策計画」に定めるところとする。

3 施設の緊急点検・巡視

町及び道は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

4 二次災害の防止

- (1) 町は、地震・津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。
- (2) 道は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、町へ指示するものとする。
- (3) 町、釧路海上保安部及び道等は、津波に伴う物資等の散乱・漂流による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。
- (4) 二次災害の防止に係る活動に当たっては、要員の安全確保に配慮するものとする。
- (5) このほか、二次災害の防止については、第3章第10節「交通応急対策計画」、同第24節「被災建築物安全対策計画」及び同第25節「被災宅地安全対策計画」に定めるところとする。

5 救助・救急・消火・医療活動

- (1) 海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては、被災地への応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、町、道をはじめ防災関係機関等が全力を挙げて対応するのはもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命救助、出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。
- (2) 釧路東部消防組合浜中消防署、厚岸警察署などをはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に、迅速な救助活動を実施するものとする。
- (3) 町、道、日本赤十字社北海道支部、医療機関及び医療関係団体等は、相互の連携の下に、

迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するものとする。

(4) 釧路東部消防組合浜中消防署は、必要に応じ他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、消防力を結集し、その全機能を挙げて消防活動を実施するものとする。

(5) このほか、救助・救急・消火・医療活動については、第3章第6節「救助救出計画」、同第7節「地震火災等対策計画」及び同第18節「医療救護計画」に定めるところとする。

6 物資調達

(1) 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

(2) 道は、管内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施する。

(3) このほか、物資調達については、第2章第5節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、第3章第13節「食料供給計画」、同第14節「給水計画」及び同第15節「衣料・生活必需物資供給計画」に定めるものとする。

7 輸送活動

輸送活動については、第3章第11節「輸送計画」に定めるところによる。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3章第19節「防疫計画」、同第20節「廃棄物等処理計画」及び同第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めたところとする。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

(2) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(3) 道は、町における必要な物資等の確保状況を把握し、町から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため道が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

2 人員の配備

道（釧路総合振興局）は、管内の市町村における人員配置状況を把握し、必要に応じて、管内の市町村への人員派遣等、広域的な措置を取るものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 広域応援

(1) 町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対応を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防応援協定」に基づき、北海道や他の市町村及び他の消防機関に応援を要請するものとする。

(2) 町及び釧路東部消防組合浜中消防署は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

2 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第3章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、知事（釧路総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

3 広域応援対策

上記のほか、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請等については、第3章第28節「広域応援・受援計画」及び同第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところとする。

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。
また、水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。
- 3 町及び道等は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- 4 町は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第10節「津波災害予防計画」に定めるところとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第4節第1の1及び2のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町及び道は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。
また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。
- 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町及び道による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- 3 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- 4 町、釧路海上保安部及び道は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。
この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

- 5 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

第3 避難対策等

1 避難対象地区の指定

- (1) 地震発生時において、津波による避難の指示の対象となる地区は、次のとおりである。

なお、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

●津波による避難指示対象地区

地区名	世帯数	人口		
		総数	男	女
霧 多 布	412	821	404	417
湯 沸	40	102	52	50
新 川	132	264	135	129
暮 帰 別	209	441	222	219
仲 の 浜	48	114	58	56
琵琶 瀬	129	312	154	158
散 布	219	593	300	293
榊 町	67	177	93	84
奔 幌 戸	37	86	41	45
貫 人	38	100	52	48
計	1,331	3,010	1,511	1,499

(令和3年12月31日現在：住民基本台帳)

- (2) 町は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域を調査し、津波浸水予測図等について、道から支援を受け、町の避難対象地区の指定をはじめ、避難対策を行い、住民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

2 避難の確保

- (1) 避難計画の作成

町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係

団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 指定緊急避難場所に至る経路

オ 避難の指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）

(2) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

(3) 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

(4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難の指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、第4節第1の2の(2)により、適切に避難の指示を行うものとする。

ア 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(6) 避難場所の指定

ア 町は、耐震性に配慮し、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるように努めるものとする。

イ 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するよう努めるものとする。

(7) 避難場所の維持・運営

ア 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自治会組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

3 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 避難場所への受入れ

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 町は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 知事に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

4 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 町は、あらかじめ自治会組織等の単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自治会組織等が指定する者が担当するものとし、町は、自治会組織等を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 海溝型地震が発生した場合、町は、(1)に掲げる者を受入れする施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

5 避難誘導等

(1) 地域の自治会組織等及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(2) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(3) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、津波注意、指定緊急避難場所を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標

識のデザインを使用するよう留意するものとする。

(4) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(5) 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

6 意識の普及啓発等

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、第2章第8節「避難体制整備計画」、同第9節「避難行動要支援者等対策計画」、同第10節「津波災害予防計画」、同第16節「積雪・寒冷対策計画」、第3章第5節「避難対策計画」、同第8節「津波災害応急対策計画」、同9節「災害警備計画」に定めるところとする。

第4 消防機関等の活動

1 町の措置

町は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自治会組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

2 道の措置

道は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 海溝型地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- (2) 海溝型地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、道が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握等

3 水防管理団体等の措置

海溝型地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、陸閘等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

- (1) 電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーを切る操作等の措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関北海道電力株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定地方公共機関であるガス事業者が行う措置は、別に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む。）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部、同株式会社N T T ドコモ北海道支社が行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 放送事業者は、町及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。
- (4) 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報（特別警報）・津波波警報・津波注意報を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。
- (5) 指定公共機関日本放送協会札幌放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- (6) 指定地方公共機関北海道放送株式会社、同札幌テレビ放送株式会社、同北海道テレビ株式会社、同北海道文化放送株式会社、同株式会社テレビ北海道、同株式会社エフエム北海

道、同株式会社エフエムノースウェーブが行う措置は、別に定めるところによる。

6 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第17節「生活関連施設対策計画」に定めるところとする。

第6 交通対策

1 道路

- (1) 北海道公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。
- (2) 道路管理者は、避難場所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

2 海上

釧路海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

3 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

4 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、第3章第8節「津波災害応急対策計画」、同第9節「災害警備計画」及び同第10節「交通応急計画」に定めるところとする。

第7 町自らが管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、診療所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切

な伝達方法を考慮すること。

(イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

(ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 個別事項

ア 診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、次の措置

(ア) 当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等

ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)の掲げる措置を講ずるとともに、町が行う必要な資機材の搬入配備に協力する

ものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備をすべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。
- (2) 町及び道は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (8) 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院社会福祉施設、公立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (11) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

(15) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

(16) 負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

1 建築物の耐震化

(1) 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

(2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表し、耐震性がない場合は、浜中町公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、施設の耐震性の向上を努めるものとする。

(3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策の確保に積極的に努めるとともに、指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能整備に努める。

(4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、速やかな完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

2 ライフライン施設等の耐震化

(1) 町、道及び防災関係機関は、主要な道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(2) 町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。

(3) 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

(4) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 長周期地震動への対応等

(1) 町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

(2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第13節「建築物等災害予防計画」に定めるところとする。

第7節 防災訓練計画

第1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災総合訓練を実施するほか、道、防災関係機関と連携して津波警報等伝達訓練など、地域の実情に合わせて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
 - (4) 水門等の閉鎖操作訓練
- 5 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 6 町は、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 7 町における防災訓練の実施に当たっては、津波避難等の津波防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 8 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 9 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。

また、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。このほか、防災訓練の実施については、第2章第4節「防災訓練計画」に定めるところとする。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、道、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 職員に対する教育

- 1 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部署、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育・広報

- 1 町は、道と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等が行う防災訓練等に関し、必要な助言を行うものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (4) 正確な情報入手の方法
 - (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
 - (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 3 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生の仕組みと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組等

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

町及び北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第6 相談窓口の設置等

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「町民の心構え」及び同第3節「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」に定めるところとする。

第9節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、町民自ら可能な防災対策を実践することに加え、町民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 町民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の町民の心得等については、第2章第1節「町民の心構え」に定めるところによる。

第2 自主防災組織の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、町の担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努める。
- 4 このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところとする。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を

図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。